

今回の相続法改正は、以下の三つの観点から行われている(原則2019・7・1施行)。

【改正のポイント】

(1) 配偶者の居住権を保護するための方策

特に高齢の配偶者の居住を保護するため、配偶者居住権、または配偶者短期居住権が創設された(20・4・1施行)。

被相続人の婚姻期間が20年以上の場合、配偶者との間で居住用不動産の遺贈や生前贈与をした時、持戻し免除の意思表示があった(相続財産に組み戻さない)ものと推定する規定を置いた。

(2) 遺言の利用を促進するための方策

自筆証書遺言について、その方式上、財産目録は手書きであることを要しなくなった(19・1・13施行)。

「法務局における遺言書の

保管等に関する法律」に基づく保管制度もできる(20・1・13施行)。

(3) 相続人を含む利害関係人の権利調整のための方策

相続人以外の親族が被相続

できるよつにした。

これまでとは違い、相続人が遺言や遺産分割により権利を承継した場合、その相続人は、法定相続分を超える部分について、登記その他の対抗

は、「家の財産」の承継を体现するものにして、被相続人の財産の自由の一部を制限していた。実際のところ、遺産分減請求権が行使されてしまうと、物件的効果が生じ、

遺留分の金銭を債権化

相続法改正



要件を備えないと、第三者に對抗できないことになった。

【遺留分の紛争】

今後は、遺言の利用が一段と奨励されるようになる。それに伴って、相続人(兄弟姉妹を除く)の持つ、相続分の最低保障としての遺留分が侵害されたとする紛争も増える。争いが経営権の基盤たる株式にまで及ぶと、会社の存続にも影響する。事業承継との関係では、その扱いが大きなネックになっていた。

元はといえば、遺留分制度

不動産なら、遺言対象の物件が即受遺者と権利行使をした相続人との共有状態に変わる結果を生ぜしめた。

当該物件は、紛争解決までの間、塩漬の下に置かれ、受遺者においてその物件を売却でもすると、遺留分侵害の責めを負わされたりした。

【制度の転換】

そこで、こうした不都合な状況を改める方法として、「遺留分を遺留分相当額の金銭の支払いを請求する権利」と再構成することにした。

「遺留分の金銭債権化」は、残っていた家制度からの脱却に等しく、それによって、被相続人は財産すべてにつき完全な処分自由が確保されたことになる。遺留分の意味合いも、配偶者や子に対する保障ということになる。

遺留分の権利は①その侵害を知った時から1年以内に行使することは変わっていないが、遺留分算定の基礎財産は相続開始前10年間になされた特別受益に限定され、また、裁判所は、受遺者等の請求により、支払いに関して相当の期間を付与することもできる。換価困難な物件があったり、受遺者等の固有財産に対する強制執行を防ぐ趣旨のものだ。

今回の改正は、ようやくにして、家産から個人財産への承継と方向を切り替えた点でも評価される。

(弁護士・浦田益之)